

## 議題

---

# 「京都・新自転車計画」の「地方版自転車活用推進計画」 への位置付けについて

平成30年 10月25日（木）  
14：00～



# 自転車活用推進法について

平成29年（2017年） 5月1日 自転車活用推進法施行

## 目的

基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、施策の基本となる事項を定めるとともに、自転車活用推進本部を設置することにより、自転車の活用を総合的かつ計画的に推進すること

## 基本理念

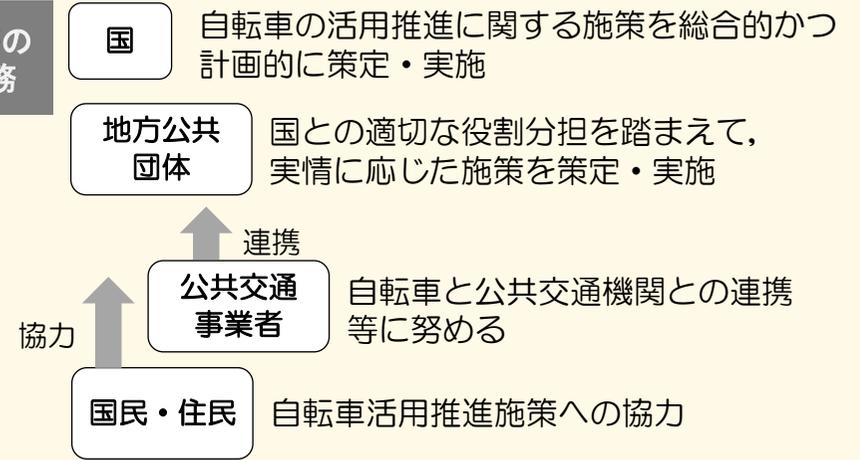
- 自転車による交通が、二酸化炭素等の環境に深刻な影響を及ぼす物質及び騒音・振動を発生しないという特性並びに災害時において機動的であるという等の特性を有すること
- 自動車への依存の程度を軽減することが、国民の健康の増進及び交通の混雑の緩和による経済的社会的効果を及ぼすこと
- 交通体系における自転車による交通の役割を拡大すること
- 交通安全の確保が図られること

## 基本方針

### 重点的に検討・実施する施策

- ①自転車専用道路等の整備
- ②路外駐車場の整備等
- ③シェアサイクル施設の整備
- ④自転車競技施設の整備
- ⑤高い安全性を備えた自転車の供給体制整備
- ⑥自転車安全に寄与する人材の育成等
- ⑦情報通信技術等の活用による管理の適正化
- ⑧交通安全に係る教育及び啓発
- ⑨国民の健康の保持増進
- ⑩青少年の体力の向上
- ⑪公共交通機関との連携の促進
- ⑫災害時の有効活用体制の整備
- ⑬自転車を活用した国際交流の促進
- ⑭観光来訪の促進、地域活性化の支援

## 国等の責務



## 自転車活用推進計画

### 政府

基本方針に即し、計画を閣議決定し、国会に報告

### 都道府県・市町村

区域の実情に応じて計画を定めるよう努める

## 自転車活用推進本部

国土交通省に本部を設置  
(本部長：国土交通大臣、本部員：関係閣僚)

## 自転車の日・月間

5月5日：「自転車の日」  
5月：「自転車月間」

## 附則で定められた検討事項

- 自転車活用推進を担う行政組織の在り方の検討・必要な法制上の措置
- 自転車の運転に関しての道路交通法違反行為への対応の在り方
- 自転車の運行により人の生命等が害された場合の損害賠償保障制度

自転車活用推進計画（平成30年6月閣議決定） 推進期間：長期的な展望を視野に入れつつ、**平成32年度末まで**

自転車活用  
推進計画

政府

都道府県・  
市町村

基本方針に即し、計画を閣議決定し、国会に報告（法第9条）

区域の実情に応じて計画を定めるよう努める（法第10条，11条）

## 目標1 自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成

### 1. 自転車通行空間の計画的な整備の促進

- 【指標】自転車活用推進計画を策定した地方公共団体数  
[実績値 0団体(2017年度)→目標値 200団体(2020年度)]
- 【指標】都市部における歩行者と分離された自転車ネットワーク概成市町村数  
[実績値 1市町村(2016年度)→目標値 10市町村(2020年度)]

### 2. 路外駐車場の整備や違法駐車取締りの推進等による自転車通行空間の確保

### 3. シェアサイクルの普及促進

- 【指標】サイクルポートの設置数 [実績値 852箇所(2016年度)→目標値 1,700箇所(2020年度)]

### 4. 地域の駐輪ニーズに応じた駐輪場の整備推進

### 5. 自転車のI・O・T化の促進

### 6. 生活道路での通過交通の抑制や無電柱化と合わせた自転車通行空間の整備

## 目標2 サイクルスポーツの振興等による活力ある健康長寿社会の実現

### 7. 国際規格に合致した自転車競技施設の整備促進

### 8. 公道や公園等の活用による安全に自転車に乗れる環境の創出

### 9. 自転車を利用した健康づくりに関する広報啓発の推進

### 10. 自転車通勤の促進

- 【指標】通勤目的の自転車分担率 [実績値 15.2%(2015年度)→目標値 16.4%(2020年度)]

## 目標3 サイクルツーリズムの推進による観光立国の実現

### 11. 国際会議や国際的なサイクリング大会等の誘致

### 12. 走行環境整備や受入環境整備等による世界に誇るサイクリング環境の創出

- 【指標】先進的なサイクリング環境の整備を目指すモデルルートの数  
[実績値 0ルート(2017年度)→目標値 40ルート(2020年度)]

## 目標4 自転車事故のない安全で安心な社会の実現

### 13. 高い安全性を備えた自転車の普及促進

- 【指標】自転車の安全基準に係るマークの普及率  
[実績値 29.2%(2016年度)→目標値 40%(2020年度)]

- 【指標】自転車乗用中の交通事故死者数※ [実績値 480人(2017年度)→目標値 第10次交通安全基本計画の計画期間に、自転車乗用中の死者数について、道路交通事故死者数全体の減少割合以上の割合で減少させることを目指す。(2020年度)] ※(13~17の関連指標)

### 14. 自転車の点検整備を促進するための広報啓発等の促進

- 【指標】自転車技士の資格取得者数※  
[実績値 80,185人(2017年度)→目標値 84,500人(2020年度)] ※(13,14の関連指標)

### 15. 交通安全意識の向上に資する広報啓発活動や指導・取締りの重点的な実施

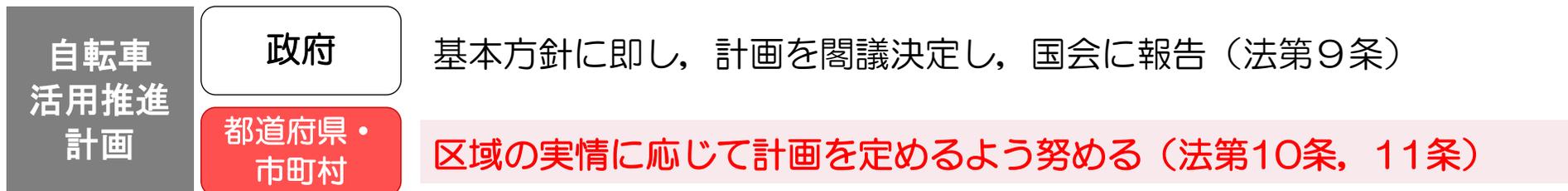
### 16. 学校における交通安全教室の開催等の推進。

- 【指標】交通安全について指導している学校の割合  
[実績値99.6%(2015年度)→目標値 100%(2019年度)]

### 17. 自転車通行空間の計画的な整備の促進（再掲）

### 18. 災害時における自転車の活用の推進

## 地方版自転車活用推進計画とは



- 都道府県もしくは市町村が国の推進計画を勘案し、**地域の実情に応じた自転車活用の推進に関する施策を定める計画**（自転車活用推進法第10条及び11条）。
- 各地方公共団体における自転車施策の最上位の計画。

## 計画期間

- 国の推進計画との整合を図り**平成32年度末**、もしくは、より長期の期間を設定することが望ましい。
- 地方公共団体における関連計画の計画期間も踏まえて設定。

# 「京都・新自転車計画」の概要

●策定年月：平成27年3月

●計画期間：平成27年4月1日～平成32年3月31日（5年間）

## 5つの「みえる化」

自転車  
走行環境の  
「みえる化」

### ○面的な整備によるネットワークの構築

- ・最も安全な車道左側通行の徹底  
（自転車走行推奨帯を中心とした整備）
- ・走る場所と注意喚起  
（ピクトグラム等の路面表示によりルールを体感）

ルール・  
マナーの  
「みえる化」

### ○「知る」+「みえる（わかる）」=「守る」 そして「備える」（保険加入）

- 何がなぜ危険かを納得と理解
- あらゆる階層に受講機会を設けた  
教育プログラムの構築  
（京都サイクルパス制度（仮称）の創設）

### ○自転車向け保険加入の義務化

自転車  
駐輪環境の  
「みえる化」

- 駐輪場の整備，運用の改善  
（量から質へ）
- 駐輪場の情報提供の充実  
（位置，利用状況）
- 撤去の維持と強化  
（撤去区域の拡大等）

自転車  
観光の  
「みえる化」

- 民間による観光型レンタサイクルの発展支援
- 民間事業者同士の連携検討
- わかりやすい走行環境の整備

自転車  
関連施策の  
「みえる化」

- 関連施策との積極的な連携促進  
・健康・福祉・環境など

5つの「みえる化」のもと42の取組みを実施中。

## 自転車活用推進計画（国）

### 目標1：自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成

1. 自転車通行空間の計画的な整備の促進
2. 路外駐車場の整備や違法駐車取締りの推進等による自転車通行空間の確保
3. シェアサイクルの普及促進
4. 地域の駐輪ニーズに応じた駐輪場の整備推進
5. 自転車のIoT化の促進
6. 生活道路での通過交通の抑制や無電柱化と合わせた自転車通行空間の整備

### 目標2：サイクルスポーツの振興等による活力ある健康長寿社会の実現

7. 国際規格に合致した自転車競技施設の整備促進
8. 公道や公園等の活用による安全に自転車に乗れる環境の創出
9. 自転車を利用した健康づくりに関する広報啓発の推進
10. 自転車通勤の促進

### 目標3：サイクルツーリズムの推進による観光立国の実現

11. 国際会議や国際的なサイクリング大会等の誘致
12. 走行環境整備や受入環境整備等による世界に誇るサイクリング環境の創出

### 目標4：自転車事故のない安全で安心な社会の実現

13. 高い安全性を備えた自転車の普及促進
14. 自転車の点検整備を促進するための広報啓発等の促進
15. 交通安全意識の向上に資する広報啓発活動や指導・取締りの重点的な実施
16. 学校における交通安全教室の開催等の推進。
17. 自転車通行空間の計画的な整備の促進（再掲）
18. 災害時における自転車の活用の推進

## 京都・新自転車計画

### 自転車走行環境の「みえる化」

- ・ 自転車走行環境の整備
- ・ 左側通行の周知・徹底

### ルール・マナーの「みえる化」

- ・ 継続したルール・マナーの啓発
- ・ 左側通行の周知・徹底
- ・ 新たな自転車安全利用教育プログラムの構築
- ・ 京都市職員へのルール・マナー周知・徹底
- ・ 常設サイクルセンター（講習施設）の設置
- ・ 自転車安全利用推進企業制度の創設・充実
- ・ 自転車向け保険加入の義務化

### 自転車駐輪環境の「みえる化」

- ・ 自転車総合情報サイトの開設・運用
- ・ 既存駐輪場の運用の改善
- ・ 市営駐輪場の有効活用
- ・ 短時間の放置自転車への対応
- ・ 撤去強化区域の拡大
- ・ 駐輪場の整備
- ・ 付置義務制度の見直し
- ・ 放置自転車及び駐輪場の現状把握

### 自転車観光の「みえる化」

- ・ レンタサイクル研究会の設置
- ・ わかりやすい走行環境の整備

### その他自転車関連施策の「みえる化」

- ・ 総合政策条例の制定
- ・ 自転車と触れ合える環境づくり
- ・ 本市個別計画との連携

# 自転車活用推進計画（国）及び本市計画等について

